

議案第12号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「32,340円」を「33,546円」に改め、同項第2号中「45,276円」を「46,964円」に改め、同項第3号中「48,510円」を「50,319円」に改め、同項第4号中「58,212円」を「60,382円」に改め、同項第5号中「64,680円」を「67,092円」に改め、同項第6号中「77,616円」を「80,510円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「84,084円」を「87,219円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「97,020円」を「100,638円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「109,956円」を「114,056円」に改め、同項第10号中「116,424円」を「120,765円」に改め、同項第11号中「129,360円」を「134,184円」に改め、同項第12号中「142,296円」を「147,602円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,106円」を「30,191円」に改める。

附則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 546円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46, 964円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50, 319円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60, 382円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67, 092円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80, 510円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) <u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条</u></p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32, 340円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45, 276円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48, 510円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 212円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64, 680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77, 616円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (7) 次のいずれかに該当する者
87, 219円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (8) 次のいずれかに該当する者
100, 638円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (9) 次のいずれかに該当する者
114, 056円

ア～イ 省略

- (10) 次のいずれかに該当する者
120, 765円

ア～イ 省略

- (11) 次のいずれかに該当する者
134, 184円

ア～イ 省略

- (12) 前各号のいずれにも該当しない者 147, 602円

イ 省略

- (7) 次のいずれかに該当する者
84, 084円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (8) 次のいずれかに該当する者
97, 020円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (9) 次のいずれかに該当する者
109, 956円

ア～イ 省略

- (10) 次のいずれかに該当する者
116, 424円

ア～イ 省略

- (11) 次のいずれかに該当する者
129, 360円

ア～イ 省略

- (12) 前各号のいずれにも該当しない者 142, 296円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,191円とする。

3 省略

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,106円とする。

3 省略

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

4 第一項第一号ハの特別控除額は、租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

第三十九條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ中「合計所得金額」の下に「から所得税法第三十五條第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同条第三項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中「第三十八條第十項」を「第三十八條第十一項」に改める。

第六條第六項中「第三十八條第四項」を「第三十八條第五項」に改める。

第十三條中「第三十八條第九項」を「第三十八條第十項」に、「第三十八條第四項」を「第三十八條第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十六條第一号口中「第三十八條第五項」を「第三十八條第六項」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣 安倍 晋三

参考

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年九月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百七号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」の下に「租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。」から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）を加え、同項第二号イ及び第四号イ中「合計所得金額」の下に「から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。